



Vol.22号
平成14年 4月

編集・発行
京都市建築協定連絡協議会

事務局
〒604-8571 京都市中京区寺町通
御池上る上本能寺前町488番地
京都市都市計画局建築指導部指導課内
TEL.075-222-3620



ATC（アジア太平洋トレードセンター）にて

平成13年度

秋の見学会

大阪府柏原市高井田台建築協定地区
大阪南港（なにわの海の時空館ほか）

平成13年度の秋の見学会は、11地区・25名の参加を
えて、平成13年11月17日に行われました。

当日は秋晴れに恵まれ、午前中は、大阪府柏原市の
高井田台建築協定地区、午後からは、大阪南港のAT
C（アジア太平洋トレードセンター）や、なにわの海
の時空館を見学しました。

最初に訪れた高井田台建築協定地区は、高井田横穴
群という、約千三百年前の古墳群と隣接している丘陵
地に開発された住宅街です。

バスと徒歩で地区を見学した後、柏原市の歴史資料
館も見学させていただきました。その後、高井田台建
築協定運営委員会の皆様と意見交換会を行いました。

午後からは、大阪南港に移動して、多くのアウトレッ
ト店が集まるATC（アジア太平洋トレードセンター）
内の日本食レストランで食事をした後、買い物などの
自由行動を楽しみました。

その後を訪れたなにわの海の時空館は、海に浮かん
だガラス張りの円形ドーム型の施設で、全長30mの菱
垣廻船が印象的で、人々が海、船、港にどのように関
わってきたかを身近に感じながら楽しむことができました。

大阪府柏原市 高井田台建築協定地区 見学報告

高井田台建築協定地区は、高井田横穴群という古墳群に隣接した丘陵地にあり、勾配のきつい坂もありますが、緑が多く見晴らしの良い環境の中にあります。柏原市の歴史資料館や文化施設にも隣接しています。

また、この古墳群が存在する一体は公園として遊歩道などが整備されており、数多くの横穴を散策できるようになっています。

この地区の建築協定は、平成元年3月に一人協定として始まり、平成11年4月に1回目の更新をされています。

更新にあたっては、アンケートや説明会などを通して地域で議論された結果、敷地間の高低差が大きい地区ということで、敷地の擁壁部分の扱いが最も問題となったそうです。

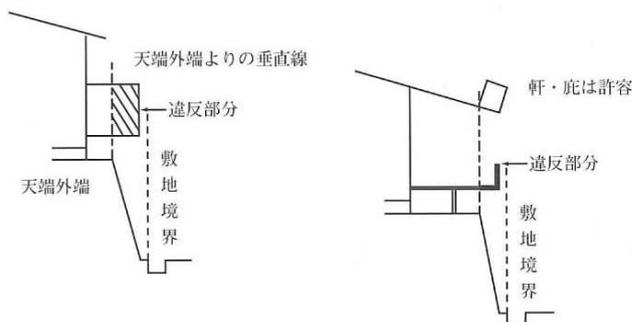
最終案として擁壁部分については、運営委員会の内規として緩和規定を設けるということで決着し、9割近い合意率で更新することができたとのことでした。

また、現在のこの環境の中で子供を育てたい、この環境を子供たちの世代へと守っていききたいという意識が高まり、更新後は、看板や掲示板を設置したり、自治会のイベントに運営委員会も参加するなど積極的に活動されているとのことでした。



高井田台建築協定の建築物に関する主な基準

- (1) 地盤面の高さを変更してはならない。
- (2) 建築物は原則として、個人専用住宅
- (3) 敷地面積は145㎡以上
- (4) 建物階数は地階を除き3階以下
- (5) 建築物の高さは10m以下
- (6) 敷地境界線からの建築物の後退距離は0.5メートル以上
- (7) 換地処分完了時のブロック積擁壁天端外端から垂直に立ち上がる線より外周境界方向へはみ出してはならない。



今回見学しました建築協定地区は、90%の高加入者地区とのこと、うらやましく思いました。隣地との高低差が大きい敷地が多く、擁壁斜面の有効利用について協定を作るのに苦労されたとのこと、地区の方々と一体になって誠意を持って処理に当たられていることに感服しました。

大原野右京の里地区 久保幸雄



高井田台地区は丘陵地を開発したので、道路の勾配がキツイので高齢者の通行が大変だなと感じました。しかし千三百年前の古墳群のある森に接したこの地区は自然環境と一体となったよい環境であるのに感心しました。

阪急桂南住宅地区 中村淑雄



見学会 の 感想

丘陵地を開発して造った宅地のため、高い法面が多く、最高の地価のときに買った土地でしょうから、一坪でも有効に生かしたい住民の心情はよく判ります。

今後も良好な環境を維持するためには、集合住宅を持ち込まないことに建築協定を更新する意義があると思いました。

阪急桂南住宅地区 中野 博



高低差のかなりあるこの丘陵地帯で、一人協定から合意協定への移行更新は大変だったと思いますが、見学後の懇談会には多数の運営委員が出席され、地域を良くしようとする熱意に感動しました。

ただ、将来高齢化が進むと、生活の利便性に問題があるこの地域では、今からの対策が必要だと思いました。

百足屋町一部地区 木村万平

京都市建築協定地区一覽表

行政区	番号	地区名	区域	当初の発効時期	最近の更新時期	有効期限	一人協定型・合意協定型	主な制限	備考
左京区	①	岩倉村松町・長谷町	岩倉村松町、長谷町	平成元年4月		10年・自動更新	一人協定型	*敷地面積200㎡以上*地盤高さの変更禁止*階数2以下*一戸建専用住宅、一戸建兼用住宅	
左京区	②	岩倉長谷台住宅	岩倉長谷町	昭和63年11月	平成11年8月	10年	合意協定型	*敷地面積180㎡以上、地盤高さの変更禁止*階数2以下、高さ9m以下、軒高6.5m以下*一戸建住宅、診療所等	
左京区	③	長谷住宅	岩倉長谷町	昭和51年2月	平成9年6月	10年	合意協定型	*階数2以下、軒高9m以下、軒高6.5m以下*一戸建専用住宅、一戸建兼用住宅	
左京区	④	北大路高野住宅	高野上竹屋町、玉岬町	昭和55年7月		10年・自動更新	一人協定型	*新築・増築の禁止(例外規定有り)*兼用住宅以外の用途変更の禁止*生垣以外の高さ2mを超える塀の禁止	
左京区	⑤	下鴨第1住宅	下鴨上川原町、下鴨中川原町	昭和48年12月	平成11年9月	10年・自動更新	合意協定型	*専用住宅、診療所併用住宅*階数2以下、軒高7.5m以下の共同住宅	
左京区	⑥	下鴨第2住宅	下鴨下川原町	昭和52年1月	平成9年7月	10年・自動更新	合意協定型	*共同住宅及び寄宿舍については、地上階数2以下、高さ7.5m以下	
左京区	⑦	下鴨第3住宅	下鴨下川原町	平成4年8月		10年	合意協定型	*一戸建専用住宅・診療所兼用住宅*階数2以下、軒高7.5m以下で自転車置場及び駐車場を備えた共同住宅及び寄宿舍	中京区野田町通竹屋町地区計画
中京区	⑧	麩屋町通笹屋町	笹屋町、木屋町	平成元年8月	平成12年5月	5年	合意協定型	*実務事務所・駐車場・共同住宅(所有者の住宅が付属するものは除く。)は建築してはならない。	
中京区	⑨	釜座町	三条町、柳水町、釜座町	平成3年5月	平成13年11月	5年	合意協定型	*劇場、映画館、料理店、キャバレー、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、共同住宅等は建築してはならない。	
中京区	⑩	天守町	天守町、松屋町	平成9年10月		5年	合意協定型	*階数6以下、高さ17m以下*高さ1.5m以上の部分の壁面後退*風俗関連営業、小規模住戸の共同住宅等は建築禁止	
中京区	⑪	夷町	夷町、山中町、松屋町	平成9年10月		5年	合意協定型	*階数5以下、高さ1.5m以下*高さ1.0m以上の部分の斜線制限*風俗関連営業、小規模住戸の共同住宅等は建築禁止	
中京区	⑫	新町通百足屋町一部	百足屋町	平成13年6月		5年	合意協定型	*階数5以下、高さ1.8m以下*バフソコ店、ゲームセンター、個室付浴場業に係る公衆浴場、共同住宅等*外壁後退有り	
西京区	⑬	阪急桂南住宅	下津林六反田、下津林佃	昭和50年2月	平成7年3月	10年	合意協定型	*階数2以下、軒高6.5m以下*敷地面積120㎡以上*一戸建専用住宅、一戸建兼用住宅*外壁後退有り	
西京区	⑭	ガーンソノウス落西境谷公園住宅	大原野東境谷町3丁目	昭和59年3月		10年・自動更新	一人協定型	*生垣以外の高さ2mを超える塀の禁止*住宅以外の用途に変更禁止、改築禁止(委員会が認めたいものを除く)	
西京区	⑮	西竹の里タウンハウス	大原野西竹の里町2丁目	昭和57年6月		10年・自動更新	一人協定型	*建築物の位置、構造、形態、高さ及び建築設備は非常時のとおりとし、増築は不可*個人専用住宅、兼用住宅	
西京区	⑯	桂坂第1	大枝北登掛町6丁目	昭和61年1月		10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積160㎡以上
西京区	⑰	桂坂第2	大枝北登掛町5丁目	昭和61年10月		10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積330㎡以上
西京区	⑱	桂坂第3	大枝北登掛町4丁目	昭和62年9月		10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積330㎡以上
西京区	⑲	桂坂第4	大枝北登掛町4丁目	昭和62年9月		10年・自動更新	一人協定型		
西京区	⑲	桂坂第5	大枝北登掛町6丁目	昭和63年3月		10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積160㎡以上
西京区	⑲	桂坂第6	大枝北登掛町6丁目	昭和63年3月		10年・自動更新	一人協定型		
西京区	⑲	桂坂第7	大枝北登掛町6丁目	昭和63年9月		10年・自動更新	一人協定型		
西京区	⑲	桂坂第8	御陵大枝山町5丁目	平成元年9月		10年・自動更新	一人協定型		
西京区	⑲	桂坂第9	御陵大枝山町5丁目	平成2年2月		10年・自動更新	一人協定型		
西京区	⑲	桂坂第10	御陵大枝山町2丁目	平成2年3月		10年・自動更新	一人協定型		
西京区	⑲	桂坂第11	御陵大枝山町1丁目	平成3年5月		10年・自動更新	一人協定型		
西京区	⑲	桂坂第12	御陵大枝山町1丁目	平成2年9月		10年・自動更新	一人協定型		
西京区	⑲	桂坂第13	大枝北登掛町4丁目	平成4年8月		10年・自動更新	一人協定型		
西京区	⑲	桂坂第14	大枝北登掛町4丁目	平成5年6月		10年・自動更新	一人協定型		

*階数2以下、高さ10m以下、軒高7m以下*一戸建専用住宅・診療所、公衆浴場、必要建築物*外壁後退有り*屋根及び外壁の色等の取扱い*TVアンテナ等の屋外設置の禁止*車庫、外柵、植栽、広告等の基準のある地区有り

区名	物件名	所在地	完成年月	戸数	更新年	更新種別	協定種別	協定内容	備考
西京区	31	桂坂第16	御陵大枝山町6丁目	平成5年10月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積150㎡以上	西京桂坂地区計 画区域
西京区	32	桂坂第17	御陵峰ヶ堂町3丁目、御陵大枝山町4丁目	平成6年3月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積160㎡以上	
西京区	33	桂坂第18	御陵峰ヶ堂町3丁目、御陵大枝山町4丁目	平成7年12月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積160㎡以上	
西京区	34	桂坂第19	御陵大枝山町4丁目	平成8年8月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積160㎡以上	
西京区	35	桂坂第20	御陵大枝山町5丁目	平成9年3月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積140㎡以上	
西京区	36	桂坂第21	御陵大枝山町5丁目	平成9年12月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積160㎡以上	
西京区	37	桂坂第22	御陵峰ヶ堂町1丁目	平成10年10月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積140㎡以上	
西京区	38	桂坂第23	御陵峰ヶ堂町4丁目	平成12年11月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積140㎡以上	
西京区	39	ヒルズガーデン桂坂	御陵大枝山町6丁目	平成8年11月	10年・自動更新	一人協定型			
西京区	40	桂坂センター	大枝山町5丁目	平成7年3月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積150㎡以上*工場、倉庫、風俗関連営業に係る宿泊施設等の禁止*屋根・外壁・植栽等の基準*外壁後退有り。他	
西京区	41	西桂坂第1	大枝北谷掛町3丁目	昭和62年12月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積110㎡以上*専用住宅、兼用住宅、診療所、公益上の基準*広告物の禁止、外壁後退有り	
西京区	42	西桂坂第2	大枝北谷掛町2丁目	昭和63年9月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積110㎡以上*専用住宅、兼用住宅、診療所、公益上の基準*広告物の禁止、外壁後退有り	
西京区	43	西桂坂第3	大枝北谷掛町4丁目	平成5年1月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積110㎡以上*専用住宅、兼用住宅、診療所、公益上の基準*広告物の禁止、外壁後退有り	
西京区	44	東桂坂第1	御陵峰ヶ堂町2丁目、中山町	平成6年10月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積110㎡以上*専用住宅、兼用住宅、診療所、公益上の基準*広告物の禁止、外壁後退有り	
西京区	45	東桂坂第2	御陵峰ヶ堂町2丁目	平成9年3月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積110㎡以上*専用住宅、兼用住宅、診療所、公益上の基準*広告物の禁止、外壁後退有り	
西京区	46	東桂坂第3	御陵峰ヶ堂町2丁目	平成9年3月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積110㎡以上*専用住宅、兼用住宅、診療所、公益上の基準*広告物の禁止、外壁後退有り	
西京区	47	東桂坂第5	御陵峰ヶ堂町2丁目、3丁目	平成13年3月	10年・自動更新	一人協定型			
西京区	48	桂・御陵坂第1	御陵峰ヶ堂町2丁目	平成7年1月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積140㎡以上*専用住宅、兼用住宅、診療所、公益上の基準*外壁・植栽、広告物の基準*TVアンテナの屋外設置の禁止*広告物の禁止*外壁後退有り	桂・御陵坂地区 地区計画区域
西京区	49	桂・御陵坂第2	御陵峰ヶ堂町2丁目	平成8年5月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積140㎡以上*専用住宅、兼用住宅、診療所、公益上の基準*外壁・植栽、広告物の基準*TVアンテナの屋外設置の禁止*広告物の禁止*外壁後退有り	
西京区	50	大原野右京の里	大原野上里紅葉町、勝山町、鳥見町、男鹿町、南ノ町	平成12年5月	5年・自動更新	合意協定型		*敷地面積125㎡以上*地上階数2以下、高さ10m以下*共同住宅、倉庫等、下宿は建築してはならない。*外壁後退有り	
西京区	51	K-City桂川そよぎ野	上桂今井町	平成12年11月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積125㎡以上*地上階数2以下、高さ10m以下*植栽、主要出入口の位置の変更禁止*一戸建住宅、兼用住宅	
伏見区	52	醍醐柿原住宅	醍醐柿原町ほか	昭和57年11月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積100㎡以上*一戸建専用住宅、診療所、委員会が環境上支障無いと認めたもの。	
伏見区	53	醍醐烏橋住宅	醍醐烏橋町	平成5年12月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積100㎡以上*一戸建専用住宅、診療所、委員会が環境上支障無いと認めたもの。	
伏見区	54	桃山南大島町	桃山南大島町、桃山町養斎	昭和54年7月	10年・自動更新	合意協定型		*軒の高さ7.5m以下*一戸建専用住宅。一戸建住宅で、事務所、日用品販売店舗、診療所等を兼ねるもの。	
伏見区	55	桃山与五郎町	桃山与五郎町	昭和58年3月	10年・自動更新	合意協定型		*敷地面積100㎡以上*地上階数3以下、軒高7.5m以下、高さ11m以下*一戸建専用住宅、兼用住宅等*外壁後退有り	
伏見区	56	向島リバーサイド津田	向島津田町、西堤町	昭和61年7月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積100㎡以上*地上階数3以下、高さ10m以下*一戸建専用住宅、兼用住宅*外壁後退有り	
伏見区	57	久我御旅町南部住宅	久我御旅町、久我東町	昭和60年6月	10年・自動更新	合意協定型		*敷地面積100㎡以上*一戸建専用住宅*外壁後退有り	
伏見区	58	久我の杜住宅	久我東町	平成元年1月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積100㎡以上*一戸建専用住宅、診療所、委員会が環境上支障無いと認めたもの。	
伏見区	59	久我の杜(東)住宅	久我東町	平成7年11月	10年・自動更新	一人協定型		*敷地面積100㎡以上*一戸建専用住宅、診療所、委員会が環境上支障無いと認めたもの。	

※一人協定型：開発業者等が宅地分譲時に併せて定めた建築協定
合意協定型：地域の住民が話し合って定めた建築協定

建築士会が支援する建築協定について

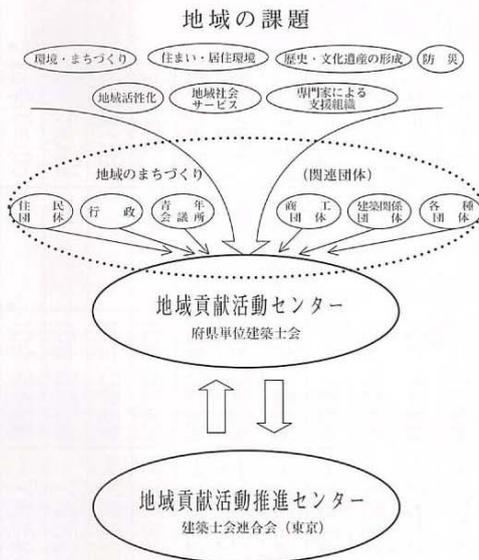
昭和25年に制定された建築基準法第69条に「住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進するために、土地の所有者等の全員の同意があれば、当該土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定を締結することができる。」と定められています。

最近、京都市内でも各所で新たに建築協定を結ぼうという動きが活発になってきたことは大変喜ばしいことです。しかし、協定予定地区内に建築の専門家が居ないとき、地元の役員にとっては行政から指導を受けることができて、協定の内容をまとめることに手間がかかり大変難しいようです。

最近、大阪府高槻市内の住宅地（1000区画）が建築協定を締結するに当たり、そのルールづくりを（社団法人）大阪府建築士会の会員が地元の委員会に参画してまとめあげたというニュースを聞いています。そのうえ同建築士会の内部組織である地域貢献活動センターから一定額の助成金を受けているとのことでした。

（社団法人）建築士会は全国47都道府県別に存在し、会員の総数は13万人を超えています。これらの建築士会は東京にある日本建築士会連合会を本部として、平成9年4月から全国各地の家づくり、まちづくりなどを対象とした住民による活動団体に、毎年一定額の活動費助成をする制度を始めています。

京都府下にも（社団法人）京都府建築士会内に「京都府まちづくり地域貢献活動センター」があり、毎年、活動団体（建築士会の会員が参画していることが条件）が申請し、選考の結果、活動費の半額以内の助成金を受けています。この建築士会が地区環境整備を図る活動に専門技術だけでなく活動費の一部までも提供していることは大きな社会貢献活動として注目されています。今後新しい建築協定を締結しようとする地区の人々がこの制度を積極的に活用することをすすめます。



推進センターと活動センター関係モデル図

会長寸言

「再考・自動更新制度」

望月 秀祐

建築協定の有効期間は、市長による認可の公告のあった日から何年間で決められています。この有効期間は各地区ごとに決められていて、十年を基本として、五年もあります。そのうえ、地区によっては自動更新制度を導入して、合意者から特別の意見が出なければ、有効期間を更同期間自動延長できることにしています。

この自動更新制度は建築基準法上の規定ではなく、一度再検討する必要があると考えています。そもそも自動更新制度の唯一の長所は、合意者から何も異論が出ていないのなら、わざわざ一から協定手続をやり直すまでもない良いことでしょう。

しかし、建築協定は地区内権利者の全員の合意に基づく私法的制度ですから、有効期間が過ぎれば、もう一度合意の再確認を取る手続をするのが道理です。一人でも不都合者があれば自動更新はできなくなります。このように不都合者が一人も出ないことを前提条件とする自動更新制度は少々無理があると思っています。

それでも更新手続が面倒だというのなら、有効期間の五年を十年、十年を二十年と変更することもできましょう。今後協定の有効期間が切れる地区が増えてくるでしょうから、その更新手続の際、協定内容全般も含め、特に有効期間の設定について十分な検討をお願いします。

一方では、平成七年から協定に合意しない区画地を隣接地と称して地区内に含める制度改正ができています。この場合は隣接地が合意地になっても、協定の更新手続は不要です。

すまいの健康相談

保健所の衛生課を窓口として、すまいの衛生に関する相談受付を開始しました。

〈相談内容〉

- ・シックハウス症候群の対処方法、
- ・鼻炎、皮膚炎、喘息の原因となるダニの対処方法
- ・ネズミや害虫の駆除方法
- ・飲料水の衛生的な管理方法
- ・その他

〈場所・連絡先〉

各区の保健所衛生課

すまいに関する相談窓口
すまいに関する様々な相談窓口をまとめました。
すまいに関して悩みや不安がある場合は、ぜひご利用ください。

京町家なんでも相談

京町家に関する悩みや不安をお持ちの方はご相談下さい。まずはお電話ください。

〈相談内容〉

一般相談…お悩みの内容や状況に応じて、必要な情報をご紹介します。
(土・日・祝を除く毎日 10時から12時、13時から17時)

専門相談…京町屋の活用や改修などの相談に京町家専門相談員が応じます。
予約制となっていますので、日程等についてはお問い合わせください。

〈場所・連絡先〉

(財)京都市景観・まちづくりセンター

京都市中京区両替町通押小路下る金吹町452 元龍池小学校内1階 TEL212-4031

URL <http://web.kyoto-inet.or.jp/org/kyoto-ws/>

すまいよろず相談

すまいに関するあらゆる相談に対応する常設の相談窓口です。

〈相談内容〉

一般相談…住宅に関する一般的な相談に建築士がお応えします。
(10時～17時、ただし水曜日、祝日は除く)

日曜相談…専門家による法律、税務、建築、資金、マンション管理など幅広い相談を無料で行っております。(毎週日曜日、13時～16時、要予約)

訪問相談…現場を見る必要が高い相談については、専門家が現場で相談に応じます。

電子メール相談…ホームページにおいて、電子メールでの相談も受け付けています。
(http://st.sakura.ne.jp/~hm_kyoto/)

〈場所・連絡先〉

京都すまい体験館 京都市南区東九条南烏丸町35-6 TEL693-5131

協定更新を済まして

中京区釜座町地区

当町は、中京区の市街化区域内に位置した古い町内です。

時代の移り変わりに依り、地権者の変更や、相続対策による名義の変更があり、地権者が町内に居住されない人や、相続により数名の名義人に分割され、遠方に居住されている人は、書類の提出をお願いしても合意していただけない人が多くなり、書類（合意書・印鑑証明）の収集に困難いたしました。

先般当町近隣町に高層マンションの建設計画の通知を受け、当町住民数軒に隣接するので、諸種の被害を予想されて、設計の変更を再三に申し入れましたが拒否され、法廷闘争の止むなきに到りましたが、大阪高裁で和解となりましたが、受け入れられませんでした。

当町では協定締結後一部買収された土地に、高層共同住宅建築希望の問い合わせがあり、当町の協定内容を説明致しましたところ、建設は中止されました。

最近町家保存の運動が多くなってきました。協定地域の近隣にも保護のため何等かの配慮を望むものです。

今回当町の協定更新により数名の不同意者が増えましたが、昨年十一月二回目の更新をすることが出来ました。

事務局から

〈平成14年度・地区負担額について〉

平成11年度後期から、京都市建築協定連絡協議会の活動経費を一部、各地区で負担していただくようになりました。お手数をお掛けしますが、来年度も御協力よろしくお願い致します。

なお、負担金額は左表のとおりですが、更新等の事由により区画数が大幅に変わる場合は、事務局までお問い合わせください。

訃報

伏見区桃山南大島町地区建築協定運営委員会の委員長であり、京都市建築協定連絡協議会の副会長も務めていただいております、中坊仁壽治氏が、昨年十二月二十九日にご逝去されました。
謹んでお悔やみ申し上げます。
なお、ご遺族の意志により、香典等につきましては、固くご辞退されております。

平成14年度建築協定地区負担額表 (円/年額)

地区名	内訳(戸)	区画数	規模別分担金(別表)
岩倉長谷住宅		107	8,000
岩倉長谷台		49	3,000
岩倉村松町・長谷町		80	6,000
北大路高野住宅		120	8,000
鼓屋町通笹屋町		28	3,000
釜座町		27	3,000
天守町		35	3,000
夷町		33	3,000
新町通百足屋町一部		30	3,000
阪急桂南		288	18,000
西竹の里タウンハウス		113	8,000
洛西境谷公園		93	6,000
かえで 桂坂第1		124	8,000
かえで 桂坂第2		200	12,000
さつき 桂坂第3	42		
桂坂第4	150		
桂坂第13	9		
桂坂第14	23	224	14,000
つばき 桂坂第8	118		
桂坂第9	99		
桂坂第16	41		
桂坂第20	17		
桂坂第21	51	326	21,000
げやき 桂坂第10	24		
桂坂第11	26		
桂坂第12	124	174	11,000
ひいらぎ 桂坂第5	58		
桂坂第6	58		
桂坂第7	122		
桂坂第16	45		
ヒルスガーデン桂坂	16	299	18,000
にれのき 桂坂第15	69		
桂坂第17	189	258	17,000
くすのき 桂坂第18	198		
桂坂第19	28	226	15,000
(株)西洋ハウジング(代理) 桂坂センター地区	115	128	9,000
積水ハウス 桂坂第23	13	13	2,000
しらかば 西桂坂第1		165	11,000
あかしや 西桂坂第2		141	9,000
しらかば 西桂坂第3		19	2,000
さくら 桂・御陵坂第1		74	5,000
さくら 桂・御陵坂第2		70	5,000
京都労働者住宅生協 東桂坂第1	131		
東桂坂第2	59		
東桂坂第3	15		
東桂坂第5	20	325	20,000
大原野右京の里		267	17,000
K-City桂川そよぎ野		23	2,000
桃山南大島		268	17,000
醍醐柿原		255	17,000
桃山与五郎町		254	17,000
久我御旅町		38	3,000
向島リバーサイド津田		96	6,000
久我の杜住宅		130	9,000
醍醐鳥橋		27	3,000
久我の杜(東)		13	2,000
		5,140	344,000